

会 議 録

会議の名称	本庄市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	平成28年3月4日(金) 午前・ 午後 9時30分から 午前・ 午後 11時30分まで
開催場所	本庄市役所4階 委員室
出席者	(委員) 黒澤委員、羽田委員、矢部委員 (事務局) 行政管理課 中山課長、三森課長補佐、菊池主事
欠席者	
議題 (次第)	(1) 会長の選出 (2) 審議事項「財政調整基金及び各種基金の運用について 金額及び利率を非公開とすることについて」 (3) 本庄市行政不服審査会条例(案)について
配付資料	・次第 ・本庄市情報公開・個人情報保護審査会 委員名簿 ・本庄市情報公開条例逐条解説一部抜粋 ・本庄市行政不服審査会条例(案)
その他特記事項	本庄市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条の規定により、調査審議の手続は非公開とする。
主管課	総務部行政管理課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
中山課長	<p>時間になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、公私共にお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から、本庄市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めさせていただきます、本庄市総務部行政管理課長の中山と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は、</p>

	<p>本日用意いたしました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・本庄市情報公開条例逐条解説一部抜粋 ・本庄市行政不服審査会条例（案） <p>また、事前にお渡しいたしました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報部分公開決定通知書 ・異議申立書 ・諮問書 ・処分理由説明書 ・本庄市情報公開・個人情報保護審査会関係条例集 ・異議申立人からの意見書 <p>でございます。不足等がございましたら、お申し付けください。 よろしいでしょうか。</p> <p>本日、第1回目でございますので、恐れ入りますが委員の皆さま方の自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>名簿順ということで、黒澤委員からお願いいたします。</p>
<p>黒澤委員 羽田委員 矢部委員</p>	<p>（自己紹介）</p>
<p>中山課長</p>	<p>なお、事務局として行政管理課の職員が出席しております。初めてでございますので、紹介させていただきます。</p> <p>行政管理係の三森です。</p> <p>同じく菊池です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、会長の互選でございますが、本庄市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条では、「審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とございますので、只今から、会長の互選を行いたいと思います。</p> <p>会長の互選ですが、委員の皆さま方から自薦、他薦などございますか。</p> <p>只今、矢部委員からの自薦がございましたが、いかがでしょうか。他にないようでしたら、矢部委員に会長に就任していただくことにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議がないようですので、矢部委員を会長とさせていただきます。</p> <p>それでは、只今決定させていただきました矢部会長につきましては、任期満了まで会長として審査会を代表し、会務を総理していただきます。よろし</p>

	<p>くお願いします。</p> <p>それでは、矢部会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
矢部会長	(挨拶)
三森課長補佐	<p>審議に入ります前に、本庄市情報公開・個人情報保護審査会の運営にあたりまして、何点か確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本審査会は、本市が行った情報公開に係る処分の妥当性等について、公平・公正な立場で審議の上、答申を行うことを目的に設置されております。</p> <p>次に、本庄市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条をご覧ください。ここに規定してありますように調査審議の手続は非公開となっております。</p> <p>次に、第10条をご覧ください。この守秘義務に基づきまして、資料等の取扱いにつきましては十分ご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、条例にはございませんが、議事録につきましては、調査審議内容を非公開とした議事要旨を作成し公表してまいります。</p>
中山課長	<p>それではこれより、審議に入りますが、本庄市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項で、「会議の議長は、会長をもって充てる。」とございますので、審議の進行につきましては、矢部会長にお願いします。矢部会長、お願いいたします。</p>
矢部会長	それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。
	【審議事項は非公開】
矢部会長	<p>それでは、諮問に対する答申につきましては、本日、皆さま方で議論いただきましたご意見を盛り込みまして、答申案を作成させていただきます。答申案が出来上がりましたら、事務局を通じまして皆さま方にお知らせさせていただいて、次回の審査会において答申を完成させたいと思いますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、答申案ができましたら、次回の審査会において答申を完成させたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p> <p>次回開催の日程調整を行います。</p> <p>事務局、日程調整をお願いします。</p>
三森課長補佐	<p>次回の審査会ですが、3月22日(火)午後、23日(水)午後、28日(月)午前・午後を候補と考えておりますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>(日程の調整)</p>

	都合がつかませんようなので、後日改めて日程調整をさせていただきます。
矢部会長	その他、何かございますか。
三森課長補佐	<p>事務局よりご報告させていただきます。</p> <p>本日の資料にあります「本庄市行政不服審査会条例（案）」についてご説明させていただきます。</p> <p>この条例につきましては、現在開会中の平成28年本庄市議会第1回定例会議案となっており、3月23日の議会最終日に議決をいただくことで、4月1日から施行されるものです。</p> <p>事前に職員より簡単な内容説明をさせていただいておりますが、再度、ご説明させていただきます。この条例によりまして、当審査会が本庄市行政不服審査会に改組されるものです。また、皆さま方への委嘱、任期につきましては、経過措置の規定を設けさせていただいております。平成28年7月31日まで変更がないものとなっております。</p> <p>所掌事務につきましては、情報公開に係るものだけでなく、本庄市が行った処分に対する審査請求に係る諮問に対する答申となります。</p> <p>その他、口頭意見陳述の方式、諮問に至るまでの手続等、行政不服審査法の改正に伴う変更がございますが、詳細につきましては、正式に決まり次第、お知らせさせていただきます。</p>
矢部会長	<p>その他、特にないようでしたら、これで、本日の審議を終了いたします。</p> <p>審議に際しまして、皆様のご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。本日の議長の任を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
中山課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様には熱心にご審議いただき、ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。</p>